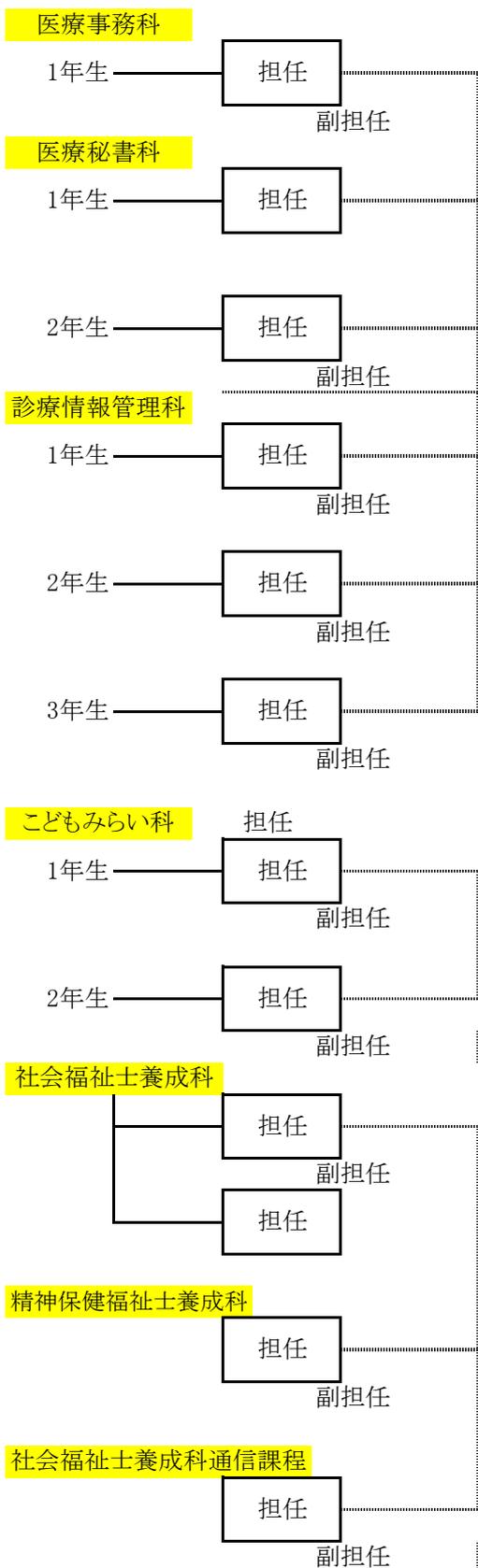


【学生相談に関する支援体制】



○学生相談の支援体制について下記の通りとする

- ①担任を中心に定期的な個別面談を実施する
(主治医等が明確な場合、担任は医療機関の連絡先を把握すること)
- ②担任は学生の相談について、副担任及び他教員と連携を図り対応する
- ③各自、学生相談受付表(記録)を作成し、保管すること。
(経過記録を含む)
- ④学生の相談について、可能な限り学生会議(職員会議)での情報共有を図る
- ⑤精神保健福祉士・社会福祉士の教員においては、他科の学生についても可能な限り相談対応を行う
- ⑥医療機関への受診を促す場合において、必要であれば、医師に協力を得る
- ⑦担任・副担任以外の学生相談窓口について、掲示にて学生の周知を図る
- ⑧学生の意見箱(スチューデントボイス)を図書ホールに設置し、学生の思いを把握する。
- ⑨相談内容や相談記録などを管理し、守秘義務違反を犯さないこと
(ただし、生命や人権を守るためにはこの限りではない)
- ⑩保護者及び保証人との適切な協力関係を築くこと